

令和 5 年 8 月 8 日

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人 福井県剣道連盟

一般財団法人福井県剣道連盟（以下「県剣連」）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方が安心して審査会を受審して頂けるように審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインを運用してきました。

この度の一般財団法人全日本剣道連盟が制定した「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」の改定を受けて、県剣連のガイドライン（以下「県剣連審査ガイドライン」）を改定しました。

受審者はもとより、審査員、係員及び入場者等全ての関係者（以下「関係者」）は、この県剣連審査ガイドラインを遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、感染症の状況や審査会場となる施設の方針により、逐次見直すことがあり得ることもご了承ください。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

- 1 県剣連（以下「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、福井県及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
- 2 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
- 4 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

○ ワクチンの3回以上の接種を推奨する。

1 以下に該当する者は受審できない。

(1) 基礎疾患のある者

基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。

- これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。
- (2) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (3) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (5) 過去 5 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 受審者は、受審日に自宅等または会場で検温を行い、審査会当日の健康状態等必要事項を記載した「健康調査票」を提出し、審査会場に入る。
 - 3 受審者は、実技審査時には、面マスクまたはシールドの着用をする。
 - ※ 面マスクとは面の中に装着するマスクで種類は問わない。
 - ※ 70 歳以上の受審者はマスクとシールドの両方を着用することを推奨する。
 - ※ シールド着用の場合は、シールド下部に飛沫防止用のフィルタースポンジを着用することが望ましい。

【入場にあたって】

- 1 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
- 2 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。

【審査会場内での留意事項】

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低で 1メートル）を常に保つようにする。
- 2 審査員、係員は審査中、マスクを着用する。
- 3 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- 4 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【更衣、受付、受審者説明】

- 1 施設に入場後、更衣場所に指定された観覧席等（女子の場合は更衣室）に移動し、剣道着、袴に着替えて待機する。
- 2 あらかじめ定められた時刻から受付を行う。なお、受付は可能な限り広い場所で実施する。
- 3 受付は、密集を避けるため、受審者数に応じ適宜設ける。受審者数の分散がスムーズにできるよう、表示を明確にするとともに、受付の間隔を十分にと

る。

- 4 受付が密集した場合、入場制限を行う。
- 5 受付前後の待機場所は、観覧席等にするが、観覧席は密集にならないように、1席以上空けて使用する。
- 6 実技会場において、受審者説明及び開始式を行う。この場合、フィジカル・デスタンスを常に保つように配慮する。
- 7 実技会場入口にアルコール消毒液を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う。

【実技審査】

- 1 受審段位毎、あるいは段位男女別にあらかじめ指定された場所で待機する
- 2 実技審査に当たっては、面マスクまたはマウスシールドを必ず着用する。
- 3 実技合格発表は、比較的広い場所で行い、密集を回避すること。
- 4 不合格者は、速やかに施設から退場すること。

【日本剣道形審査】

- 1 日本剣道形審査は、間隔（1メートル以上）をとって実施する。
- 2 受審者は、面マスクを着用して受審する。
- 3 日本剣道形合格発表は、比較的広い場所で行い、密集を回避すること。
- 4 合格発表後は、速やかに施設から退場する。ただし初段合格者は名前等の確認を必ず行うこと。

【学科試験】

- 1 学科試験は、間隔（1メートル以上）をとって実施する。
- 2 受審者は、マスク等を着用して受審する。
- 3 合格発表後は、速やかに施設から退場する。ただし初段合格者は名前等の確認を必ず行うこと。

*ただし、学科試験は、当分の間、課題を事前に手書きで記載し、審査当日に会場受付時に提出することとする。

【その他】

- 1 合格発表は、日本剣道形合格の発表と同時にする。
- 2 日本剣道形講習会においても、県剣連審査ガイドラインに則り実施する。
- 3 会場内では審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用する。
- 4 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、

休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。

- 5 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- 6 主催者は、多くの人が触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
- 7 受審者を含めた入館者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 8 審査会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上

令和 2 年 6 月 22 日制定

令和 3 年 8 月 2 日一部改定

令和 3 年 11 月 8 日一部改定

令和 4 年 5 月 27 日一部改定

令和 5 年 8 月 8 日一部改定